



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月7日金曜日 第1944号

◇ 目 次 ◇
告 示

不健全な図書類等の指定..... 144
 愛媛県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数..... 145
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)..... 145
 大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等..... 147
 地籍調査の成果の認証..... 147
 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 147
 保安林予定森林..... 147
 道路の区域変更(県道新居浜別子山線)..... 148

道路の供用開始()..... 148
 道路の区域変更(県道石鎚丹原線)..... 148
 道路の供用開始()..... 148
 道路の区域変更(県道大洲保内線)..... 149
 道路の区域変更(県道久万中山線)..... 149
 道路の供用開始(県道無月宇和島線)..... 149
 都市計画事業の認可(2件)..... 149

公安委員会規則

愛媛県少年指導委員の活動区域を定める規則..... 150

告 示

○愛媛県告示第306号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成20年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

図書類等

種別	番号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑 誌	19 091	AVフリーク	平成20年3月1日発行	(株)ジェイ・ディー・サメ デ ユー サ	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19 092	【イヨウ!】 YO!	3 月 号	(株)大 洋 図 書	
"	19 093	制服ドッピュン Vol.1	平成20年3月20日発行	(株)一 水 社	
"	19 094	好きにしてッ! れもん組	2008年3月10日発行	富 士 美 出 版 (株)	
"	19 095	突撃エロまん!	平成20年3月10日発行	(株)一 水 社	
"	19 096	ニャン2倶楽部	3 月 号	(株)コ ア マ ガ ジ ン	
"	19 097	ニャン2倶楽部Z	3 月 号	(株)コ ア マ ガ ジ ン	
"	19 098	ビデオメイト DX	平成20年3月1日発行	(株)コ ア マ ガ ジ ン	
"	19 099	別冊 投稿キング Limited	3 月 号	ワ イ レ ア 出 版 (株)	
"	19 100	ベストビデオ スーパードキュメント	3 月 号	三 和 出 版 (株)	
"	19 101	リアル・ライノ	2008年3月5日発行	富 士 美 出 版 (株)	
"	19 102	人妻 新鮮組	3 月 号	竹 書 房	
"	19 103	漫画ローレンス	3 月 号	(株)綜 合 図 書	
"	19 104	愛の体験 Special デラックス	3 月 号	竹 書 房	

"	19 105	コミックアムール	3 月 号	サ ン 出 版
"	19 106	レディースコミック スペシャルアヤ	3 月 号	宙 出 版
"	19 107	レディースコミック タブー	3 月 号	三 和 出 版 (株)
"	19 108	レディースコミック 微熱	3 月 号	セ ブ ン 新 社
ビデオ テープ	19 109	あぁ三十路	F S C - 01	マ ダ ム 探 偵 局
"	19 110	美少女遊戯 4	B Y - 004	グ ラ ビ ス
"	19 111	おなっ娘 2	O N Y - 08	秘 め 事 倶 楽 部
"	19 112	中だし妊娠必至四十路熟女	N - 3	亜 鉛
"	19 113	プライベートSEX流出映像Vol.4 超美形美乳 敏感コス娘	P S R V - 04	プ ラ イ ベ ー ト サ ー ク ル
"	19 114	義母性本能 ~過ちに溺れて~	M N - 040	(株) T M C
D V D	19 115	グラビア美少女オイル卑猥マッサージ PART 2	H H H D - 59	ベ リ ー ベ リ ー プ ラ ス 工 房
"	19 116	極上 ソープランド ㊦ 流出	S L T D - 09	シ ー ア ー ク II
"	19 117	熟せん 熟女厳選ファイル④ 星川奈美	K K D - 04	寿 屋
"	19 118	地下流出 ハメ逃げされた少女たち Vol.2 わ かな	D C R Y - 02	地 下 流 出 研 究 会
"	19 119	淫らな若妻①	D M W Z - 001	S E P
"	19 120	私、脅迫されています	R K H D - 02	光 夜 蝶

○愛媛県告示第307号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第88条第1項の規定により、愛媛県国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数を次のとおり定め、平成20年4月1日から施行し、愛媛県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数（平成10年12月愛媛県告示第1532号）は、平成20年3月31日限り、廃止する。

平成20年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

選 出 区 分	定数
保険医及び保険薬剤師を代表する委員	18人
保険者を代表する委員	18人
公益を代表する委員	18人

○愛媛県告示第308号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ新居浜本店	新居浜市上泉町甲19 66-1外	大規模小売店舗の名称	マルナカ新居浜店	マルナカ新居浜本店	平成19年 11月11日	平成20年 2月1日
				株式会社マルナカ 株式会社スイートガ		

		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ	一デン株式会社 キタムラ株式会社 つるや株式会社 宮脇書店		
--	--	--------------------	----------	--	--	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第309号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
コープ久米	松山市鷹子町70番地外	駐輪場の位置	1箇所	5箇所	平成20年 3月1日	平成20年 2月20日
		荷さばき施設の位置及び面積	106㎡	124㎡		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	162㎡	24.61㎡		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	生活協同組合コープえひめ 午前10時から午後9時まで フォワード株式会社 午前10時から午前0時まで	生活協同組合コープえひめ 午前9時から午後10時まで フォワード株式会社 午前10時から午前0時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午前0時30分まで	午前8時30分から午前0時30分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時から午後9時まで	午前6時から午後9時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 310 号

大規模小売店舗舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第 5 条第 4 項の規定により法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなされる法附則第 5 条第 1 項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
コープひさえだ	松山市安城寺町597番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後9時まで	午前9時から午後9時45分まで	平成20年3月1日	平成20年2月20日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時15分まで	午前8時30分から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 311 号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
四国中央市	川之江町の14・15	平成18年度から平成19年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿
四国中央市	新瀬川7	平成18年度から平成19年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成20年 3月 7日

○愛媛県告示第 312 号

西条市下島山土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（ため池等整備事業・加納戸池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類

(1) 新規土地改良事業（ため池等整備事業・加納戸池地区）計画書の写し

(2) 西条市下島山土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成20年 3月10日から 4月 7日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第 313 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡愛南町緑丙608の 1、丙608の 2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 314 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字第地乙549番 7 から 同字乙526番 4 まで	旧	メートル 6.5～19.0	キロメートル 0.041	
			新	14.0～35.1	0.031	
"	"	新居浜市立川町 2 番22	旧	19.0～22.5	0.023	
			新	19.0～49.0	0.023	

○愛媛県告示第 315 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字第地乙549番 7 から 同字乙526番 4 まで	平成20年 3月 7日
"	"	新居浜市立川町 2 番22	"

○愛媛県告示第 316 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	石鎚丹原線	西条市小松町石鎚字湯浪3778番 3	旧	メートル 13.8～14.4	キロメートル 0.001	
			新	26.7～27.0	0.001	

○愛媛県告示第 317 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石鎚丹原線	西条市小松町石鎚字湯浪3778番 3	平成20年 3月 7日

○愛媛県告示第 318 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地3608番 1 から 同町平地5363番 2 まで	旧	メートル 4 3 ~ 26.1	キロメートル 0.490	
			新	9.0 ~ 41.9	0.490	

○愛媛県告示第 319 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	喜多郡内子町上田渡1007番 1 から 同町上田渡875番 2 まで	旧	メートル 5 2 ~ 46.0 13 4 ~ 25.0	キロメートル 0.455 0.167	
			新	13.4 ~ 25.0	0.167	

○愛媛県告示第 320 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	無月宇和島線	宇和島市坂下津丙64番25から 同市坂下津丙64番28まで	平成20年 3月 7日
"	"	宇和島市坂下津甲116番 5 から 同市坂下津甲592番 5 まで	"

○愛媛県告示第 321 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 2 項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画事業の種類及び名称

東予広域都市計画道路事業

3・4・4 西町中村線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目 4 番地 2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

愛媛県新居浜市横水町及び本郷一丁目

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第 322 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 2 項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成20年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画事業の種類及び名称

東予広域都市計画道路事業

3・4・4 西町中村線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目 4 番地 2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

愛媛県新居浜市西の土居町一丁目、西の土居町二丁目及び滝の宮町

(2) 使用の部分

なし

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 2 号

愛媛県少年指導委員の活動区域を定める規則を次のように定める。

平成20年 3月 7日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県少年指導委員の活動区域を定める規則

少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、少年指導員の活動区域を次の表のとおり定める。

活動地区	活動区域
新居浜地区	新居浜市のうち新須賀町一～三丁目、港町、若水町一・二丁目、西町、泉池町、泉宮町、中須賀町一・二丁目、宮西町、西原町一・二丁目、田所町、徳常町、繁本町及び北新町
今 治 地 区	今治市のうち恵美須町一・二丁目、通町一・二丁目、黄金町一～三丁目、未広町一～三丁目、松本町一～三丁目、旭町一～三丁目、常盤町一～四丁目、片原町一～三丁目、中浜町一～三丁目、本町一～三丁目、風早町一～三丁目、共栄町一～三丁目、栄町一～三丁目、室屋町一～三丁目、米屋町一～三丁目、北宝来町一丁目、大正町一・二丁目、別宮町一丁目及び南大門町一丁目
城 南 地 区	松山市のうち一番町一～四丁目、二番町一～四丁目、大街道一・二丁目、永木町二丁目、勝山町一丁目、千舟町一～六丁目、三番町一～六丁目、湊町一～六丁目、北立花町、河原町、柳井町一～三丁目、花園町、南堀端町及び永代町
道 後 地 区	松山市のうち道後緑台、道後多幸町、道後喜多町、道後一・二丁目、南町一丁目、岩崎町一・二丁目、道後公園、上市一・二丁目、道後姫塚、道後湯之町、道後鷺谷町及び道後湯月町
宇和島地区	宇和島市のうち錦町、恵美須町一・二丁目、新町一・二丁目、中央町一・二丁目、丸之内一～五丁目、本町追手一・二丁目及び栄町港一～三丁目

附 則

この規則は、平成20年 4月 1 日から施行する。